北九州ＹＭＣＡ日本語学校	福岡県
愛和外語学院	福岡県
福岡日本語学校	福岡県
福岡国際学院	福岡県
九州外国語学院	福岡県
福岡ＹＭＣＡ日本語学校	福岡県
九州英数学舘国際言語学院・日本語学科日本語コース	福岡県
国際交流友の会外語学院	福岡県
西日本国際教育学院	福岡県
九州日語学院	福岡県
アジア日本語学院	福岡県
九州国際教育学院	福岡県
春暉国際学院	福岡県
日本文化語学院	福岡県
ＮＩＬＳ	福岡県
日本語アカデミー	福岡県
ＪＡＰＡＮ国際教育学院	福岡県
九州言語教育学院	福岡県
みずほ外語学院	福岡県
富士インターナショナルアカデミー	福岡県
さくら日本語学院	福岡県
専修学校久留米ゼミナール佐賀校日本語学科	佐賀県
弘堂国際学園	佐賀県
長崎情報ビジネス専門学校日本語科	長崎県
熊本工業専門学校日本語科	熊本県
湖東カレッジ教育芸術専門学校日本語科	熊本県
熊本ＹＭＣＡ学院日本語科	熊本県
九州測量専門学校日本語科	熊本県
明日香美容文化専門学校・日本語科	大分県
九州日本語学校	鹿児島県
ＪＳＬ日本アカデミー	沖縄県
国際言語文化センター附属日本語学校	沖縄県
日亜外語学院	沖縄県
異文化間コミュニケーションセンター附属日本語学校	沖縄県
日本文化経済学院	沖縄県

別表第二を削り、別表第三を別表第二とし、別表第四から別表第六までを一表ずつ繰り上げる。

附　則

この告示中第一条の規定は、公布の日から、第二条の規定は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第十号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

○財務省告示第百十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第三項及び第四項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日　　財務大臣　菅　**直**人

別表財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の項、日本投資者保護基金の項及び損害保険契約者保護機構の項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

○財務省告示第百十五号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第五号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十二年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十二年三月三十一日　　財務大臣　菅　**直**人

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄及び採血受入機関の整備並びに救急医療体制の整備に充てるための寄附金

○財務省告示第百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日　　財務大臣　菅　**直**人

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等